

保護者の皆様へ

沖縄県立八重山高等学校
校長 仲皿 晃治
(公印省略)

令和 8 年度奨学のための給付金（返還不要）の支給に関する手続きについて

生活保護受給世帯及び年収 490 万円未満程度（保護者等（親権者）全員の住民税所得割額（道府県民税及び市町村民税所得割額）の合算額が 182,500 円未満）の世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、**返還不要の給付金**で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要です。別紙支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費（学校取扱金等）に充てることが可能です。詳細は下記担当へお問い合わせください。

記

1. 給付対象者：
 - ①生活保護（生業扶助）受給世帯
 - ②年収 490 万円未満程度（保護者等（親権者）全員の住民税所得割額（道府県民税及び市町村民税所得割額）の合算額が 182,500 円未満）の世帯
 - ③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯※災害等に起因しない離職（定年退職・自己都合退職など）は、家計急変の対象になりません。
2. 提出書類：別添リーフレット参照
3. 提出期限：令和 8 年 7 月 22 日（水）
※③家計急変世帯は別様式となりますので、家計急変用の書類を事務室でお受取り下さい。
(石垣島外にお住まい等で受け取りが困難な場合は下記担当へご連絡ください。)
4. 提出先：八重山高校事務室
5. 留意事項
 - (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
 - (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は 7 月 1 日現在を基準とします。
(家計急変世帯への支援については除く)

<沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 八重山高等学校 事務室
担当者 眞境名 TEL: 0980-82-3972